



宮 崎 県 公 報

平成19年1月9日(火曜日) 第 1843 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

目 次	頁
告 示	
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止…………… (“) 1	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (“) 1	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… (“) 2	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障害福祉課) 2	
○道路の区域の変更 (7 件) …………… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始 (6 件) …………… (“) 4	
○海岸保全区域の廃止…………… (港湾課) 5	
○都市計画の変更…………… (都市計画課) 5	
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (生活・文化課) 5	
○大規模小売店舗の変更に関する届出 (2 件) …… (地域産業振興課) 5	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (2 件) …… (農村整備課) 7	
○県営土地改良事業に係る換地計画の策定 (2 件)(“) 8	
○県営土地改良事業の工事の完了…………… (“) 8	
○建設業法に基づく営業所の所在地を確知できない建設業者の公告…………… (管理課) 8	
○開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 8	
○落札者等の公告…………… 8	
正 誤	
○平成18年12月21日付け県公報 (第1839号) 中…………… 9	

告 示

宮崎県告示第 1 号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年 1 月 9 日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ティンパニー調剤薬局	児湯郡新富町大字新田字青木 472番地 1	平成18年12月 1 日
株式会社コムスン訪問看護ステーション延岡	延岡市伊形町5216-15山本貸事務所 1 階	平成18年11月 1 日

宮崎県告示第 2 号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年 1 月 9 日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
国吉医院	都城市前田町15街区17号	平成18年11月30日

新富町薬局	児湯郡新富町大字新田字青木 472番地 1	平成18年11月30日
-------	-----------------------	-------------

宮崎県告示第 3 号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年 1 月 9 日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
三股町長	北諸県郡三股町五本松 1 番地 1	三股町地域包括支援センター	北諸県郡三股町五本松 1 番地 1	平成18年12月 1 日
社会福祉法人敬愛会	西諸県郡野尻町大字三ヶ野山4336-74	野尻町地域包括支援センター	西諸県郡野尻町大字東麓1159番地 1	平成18年 8 月16日
株式会社ひむかメディカル	宮崎市清水 2 丁目 2 番 10号	ひむか薬局 都城上町店	都城市上町 9 街区 8 号	平成18年 9 月 1 日
株式会社コムスン	東京都港区六本木 6 丁	株式会社コムスン訪問	延岡市伊形町5216-15	平成18年11月 1 日

	目10番1号	看護ステーション延岡	山本貸事務所1階	
医療法人啓仁会	都城市大王町30街区5号	デイサービスセンター「アロハ」	都城市大王町30街区5号	平成18年11月1日
医療法人敬和会	都城市郡元1丁目9番地5	ホームケアほっと今町	都城市今町7500番地1	平成18年11月14日
有限会社シルバートナーズ	東京都千代田区内幸町1-1-7大和生命ビル5F	サンハート延岡デイサービスセンター	延岡市浜町5090番地	平成18年11月8日
有限会社シルバートナーズ	東京都千代田区内幸町1-1-7大和生命ビル5F	サンハート延岡	延岡市浜町5090番地	平成18年11月8日
社会福祉法人黒潮会	串間市大字北方鎌ヶ迫1599番地	グループホームのぞみ	串間市大字南方字金谷城4210番地	平成18年12月1日
有限会社福助	東諸県郡国富町大字本庄6931番地1	訪問介護事業所 福助	東諸県郡国富町大字本庄6931番地1	平成18年4月1日
有限会社福助	東諸県郡国富町大字本庄6931番地1	デイサービスふくすけ	東諸県郡国富町大字本庄6932番地	平成18年11月1日

宮崎県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援の計画を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年1月9日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人石井記念友愛社	児湯郡木城町大字椎木644番1	じゅうじの家居宅介護支援事業所	児湯郡高鍋町大字北高鍋1258番地1	平成18年12月1日

宮崎県告示第5号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成19年1月9日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
日 高 淑 晶	都城市郡医師会病院	都城市	外科	平成18年12月1日
此 元 隆 雄	宮崎大学医学部附属病院	清武町	小児科	〃
外 山 芳 史	医療法人隆徳会鶴田病院	西都市	内科 循環器科	〃
中 尾 紘 一	延岡市国民健康保険北浦診療所	延岡市	内科	〃
小 澤 摩 記	宮崎大学医学部附属病院	清武町	眼科	〃

宮崎県告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年1月9日から平成19年1月23日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年1月9日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道222号	都城市安久町34番地先から同市上長飯町1150番地先まで	旧 新	11.0 ~ 17.0 14.8 ~ 17.0	87.0 87.0

宮崎県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年1月9日から平成19年1月23日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年1月9日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
3	県道	日南志布志線	日南市大字毛吉田字九日免 401番6地先から同市大字塚田字常潘乙186番1地先まで	旧	5.0 ~ 31.3	2021.5
				新	14.0 ~ 85.1	1340.0
				5.0 ~ 31.3	2021.5	

宮崎県告示第8号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年1月9日から平成19年1月23日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年1月9日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
12	県道	都城東環状線	都城市梅北町1615番4地先から同市同町2368番1地先まで	旧	12.5 ~ 22.0	359.0
				新	15.4 ~ 35.0	353.0

宮崎県告示第9号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年1月9日から平成19年1月23日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年1月9日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
16	県道	稲葉崎平原線	延岡市古城町3丁目22番地先から	旧	18.0 ~ 18.0	5.6

			同市同町3丁目20番地先まで	新	18.4 ~ 39.0	5.6
--	--	--	----------------	---	-------------	-----

宮崎県告示第10号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年1月9日から平成19年1月23日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年1月9日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
42	県道	都城野尻線	西諸県郡高原町大字後川内字吉牟田4581番1地先から同郡同町同大字同字4585番1地先まで	旧	7.0 ~ 31.3	535.0
				新	15.0 ~ 31.3	529.0

宮崎県告示第11号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年1月9日から平成19年1月23日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年1月9日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
235	県道	檜原細見線	延岡市小川町5240番18地先から同市同町5240番1地先まで	旧	7.2 ~ 15.6	33.0
				新	14.2 ~ 18.4	33.0

宮崎県告示第12号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年1月9日から平成19年1月23日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年1月9日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
313	県道	杉安高 鍋線	西都市大字 穂北字宇戸 219番3地 先から同市 同大字字仲 鶴 544番1 地先まで	旧	5.0 ～ 11.0 12.0 ～ 24.6	279.5 253.5
				新	12.0 ～ 24.6	253.5

宮崎県告示第13号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 1 月 9 日から平成19年 1 月23日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 1 月 9 日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 22号	都城市安久 町34番地先 から同市上 長飯町1150 番地先まで	平成19年 1 月 9 日

宮崎県告示第14号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 1 月 9 日から平成19年 1 月23日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 1 月 9 日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
3	県道	日南志 布志線	日南市大字 毛吉田字九 日免 401番 6 地先から 同市大字塚 田字常潘乙 186番1地 先まで	平成19年 1 月 9 日

宮崎県告示第15号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 1 月 9 日から平成19年 1 月23日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 1 月 9 日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
12	県道	都城東 環状線	都城市梅北 町1615番 4 地先から同 市同町2368 番 1 地先ま で	平成19年 1 月 9 日

宮崎県告示第16号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 1 月 9 日から平成19年 1 月23日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 1 月 9 日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
16	県道	稲葉崎 平原線	延岡市古城 町 3 丁目22 番地先から 同市同町 3 丁目20番地 先まで	平成19年 1 月 9 日

宮崎県告示第17号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 1 月 9 日から平成19年 1 月23日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 1 月 9 日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
42	県道	都城野尻線	西諸県郡高原町大字後川内字吉牟田4581番1地先から同郡同町同大字同字4585番1地先まで	平成19年1月9日

宮崎県告示第18号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年1月9日から平成19年1月23日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年1月9日

宮崎県知事職務代理人

宮崎県副知事 坂 佳代子

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
235	県道	檜原細見線	延岡市小川町5240番18地先から同市同町5240番1地先まで	平成19年1月9日

宮崎県告示第19号

海浜法(昭和三十二年法律第百一十号)第三条第一項の規定により、昭和三十六年宮崎県告示第百八十号で告示した宮崎県日向灘沿岸直海港海岸保全区域の指定を廃止する。

なお、当該廃止に係る関係図面は、宮崎県土木部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月九日

宮崎県知事職務代理人

宮崎県副知事 坂 佳代子

宮崎県告示第20号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県土木部都市計画課、宮崎県日向土木事務所及び日向市まちづくり政策課において公衆の縦覧に供する。

平成19年1月9日

宮崎県知事職務代理人

宮崎県副知事 坂 佳代子

- 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画道路 3・2・31号 赤岩通線
- 都市計画を変更した土地の区域
 - 追加した部分
日向市大字平岩字山ヶ田及び字ジデン地内
 - 削除した部分
日向市大字平岩字山ヶ田及び字ジデン地内

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成19年1月9日

宮崎県知事職務代理人

宮崎県副知事 坂 佳代子

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年12月20日	特定非営利活動法人 どりいむ	成合 正孝	宮崎県宮崎市源藤町源藤885番地24	この法人は、高齢者や障害者が安心して暮らし過ごせる地域社会を実現するために、利用する側の視点に立って、訪問介護事業・ガイドヘルプ事業等による地域福祉サービス活動を行い、もって宮崎県内の福祉および保健の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成19年1月9日

宮崎県知事職務代理人

宮崎県副知事 坂 佳代子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
都城ショッピングセンター
都城市千町4351-2
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トーア 代表取締役 野上幸男

<p>都城市早水町4500番地</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 株式会社トーア 代表取締役 野上幸男 都城市早水町4500番地</p> <p>(変更後) 株式会社トーア 代表取締役 野上幸男 都城市早水町4500番地</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 株式会社永野 代表取締役 永野雄造 宮崎市佐土原町大字下田島9665番地 株式会社アベイル 代表取締役 島村治伸 埼玉県さいたま市宮原町二丁目19番4号 株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎 埼玉県さいたま市宮原町二丁目19番4号 九州コンビニエンスシステムズ株式会社 代表取締役社長 岩崎 修 熊本県熊本市流通団地二丁目11番地</p> <p>(変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号 株式会社しまむら 代表取締役 野中正人 埼玉県さいたま市宮原町二丁目19番4号 九州コンビニエンスシステムズ株式会社 代表取締役社長 岩崎 修 熊本県熊本市流通団地二丁目11番地 青山商事株式会社 代表取締役社長 青山 理 広島県福山市王子町一丁目3番5号 有限会社サン・プランニング 代表取締役 吉原 浩 都城市山田町大字山田2197番地3</p> <p>4 変更の年月日 平成18年9月29日</p> <p>5 変更する理由</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 建物設置者の交替のため</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 テナント入れ替えのため</p> <p>6 届出年月日 平成18年12月19日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働事務所、宮崎県都城商工労働事務所及び宮崎県延岡商工労働事務所</p>	<p>(2) 期間 平成19年1月9日から平成19年5月9日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課</p> <p>(2) 期間 平成19年1月9日から平成19年5月9日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成19年1月9日 宮崎県知事職務代理者 宮崎県副知事 坂 佳代子</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 宮崎山形屋 宮崎市橋通東三丁目4番12号</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社宮崎山形屋 取締役社長 佐多芳大 宮崎市橋通東三丁目4番12号</p> <p>3 変更しようとする事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>① 駐車場の位置及び収容台数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(変更前) 店舗東側(第1駐車場)</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">92台</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>店舗北側(第2駐車場)</td> <td style="text-align: right;">271台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>店舗北西側(第3駐車場)</td> <td style="text-align: right;">42台</td> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">405台</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5"> </td> </tr> <tr> <td>(変更後) 店舗南側(第1駐車場)</td> <td style="text-align: right;">92台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>店舗北側(第2駐車場)</td> <td style="text-align: right;">271台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>店舗北西側(第3駐車場)</td> <td style="text-align: right;">42台</td> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">405台</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <p>(変更前) 店舗東側(第1駐車場) 東側1箇所、西側1箇所 店舗北側(第2駐車場) 西側1箇所、北側1箇所 店舗北西側(第3駐車場) 東側1箇所 合計 5箇所</p> <p>(変更後) 店舗南側(第1駐車場) 東側3箇所、西側3箇所 北側1箇所 店舗北側(第2駐車場) 西側1箇所、北側1箇所 店舗北西側(第3駐車場) 東側1箇所 合計 10箇所</p> <p>4 変更する年月日 平成19年8月27日</p> <p>5 変更する理由 現在の第一駐車場敷地及び隣接する敷地にて、山形屋駐車場と市営駐車場などを含む再開発ビルの建設工事が着工することに伴</p>	(変更前) 店舗東側(第1駐車場)	92台				店舗北側(第2駐車場)	271台				店舗北西側(第3駐車場)	42台	合計	405台							(変更後) 店舗南側(第1駐車場)	92台				店舗北側(第2駐車場)	271台				店舗北西側(第3駐車場)	42台	合計	405台	
(変更前) 店舗東側(第1駐車場)	92台																																			
店舗北側(第2駐車場)	271台																																			
店舗北西側(第3駐車場)	42台	合計	405台																																	
(変更後) 店舗南側(第1駐車場)	92台																																			
店舗北側(第2駐車場)	271台																																			
店舗北西側(第3駐車場)	42台	合計	405台																																	

い、工事期間中の約一年間に渡り使用できなくなる現第一駐車場の機能を代替確保する必要が生じたため。

6 届出年月日

平成18年12月26日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働政務所、宮崎県都城商工労働政務所及び宮崎県延岡商工労働政務所

(2) 期間

平成19年1月9日から平成19年5月9日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課

(2) 期間

平成19年1月9日から平成19年5月9日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、三原尾野土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年1月9日

宮崎県知事職務代理人

宮崎県副知事 坂 佳代子

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	興 梶 岩 男	高千穂町大字押方2954番地
理 事	佐 藤 秀 喜	高千穂町大字押方2959番地
理 事	佐 藤 英 男	高千穂町大字押方2957番地
理 事	甲 斐 一	高千穂町大字押方2926番地
理 事	今 村 浩 二	高千穂町大字押方2845番地
理 事	興 梶 勝 明	高千穂町大字押方2962番地
監 事	北 村 幸 人	高千穂町大字押方2953番地
監 事	佐 藤 誠	高千穂町大字押方2844番地

（任期：平成21年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	興 梶 岩 男	高千穂町大字押方2954番地

理 事	佐 藤 秀 喜	高千穂町大字押方2959番地
理 事	佐 藤 英 男	高千穂町大字押方2957番地
理 事	甲 斐 一	高千穂町大字押方2926番地
理 事	今 村 浩 二	高千穂町大字押方2845番地
理 事	興 梶 勝 明	高千穂町大字押方2962番地
監 事	北 村 幸 人	高千穂町大字押方2953番地
監 事	佐 藤 誠	高千穂町大字押方2844番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、徳別当土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年1月9日

宮崎県知事職務代理人

宮崎県副知事 坂 佳代子

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 紀 雄	高千穂町大字押方1661番地 1
理 事	安 在 弘 幸	高千穂町大字押方1684番地
理 事	富 高 徹	高千穂町大字押方1713番地
理 事	甲 斐 正 光	高千穂町大字押方1712番地
理 事	飯 干 誠 夫	高千穂町大字押方1856番地
監 事	佐 藤 正 美	高千穂町大字押方1680番地
監 事	飯 干 則 光	高千穂町大字押方1693番地

（任期：平成20年9月27日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 紀 雄	高千穂町大字押方1661番地 1
理 事	安 在 弘 幸	高千穂町大字押方1684番地
理 事	富 高 徹	高千穂町大字押方1713番地
理 事	甲 斐 正 光	高千穂町大字押方1712番地
理 事	飯 干 直	高千穂町大字押方1833番地

宮崎県副知事 坂 佳代子

監 事	佐 藤 正 美	高千穂町大字押方1680番地
監 事	飯 干 則 光	高千穂町大字押方1693番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、ひえつき地区川の口下換地区県営土地改良事業（椎葉村、県営中山間地域総合整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 1月 9日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

- 縦覧に供する書類
策定に係る換地計画書の写し
- 縦覧期間
平成19年 1月 9日 から平成19年 2月 6日まで
- 縦覧場所
椎葉村役場

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、ひえつき地区向山日添 2 換地区県営土地改良事業（椎葉村、県営中山間地域総合整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 1月 9日

宮崎県知事職務代理者

- 縦覧に供する書類
策定に係る換地計画書の写し
- 縦覧期間
平成19年 1月 9日 から平成19年 2月 6日まで
- 縦覧場所
椎葉村役場

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成19年 1月 9日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
大 河 平	えびの市	ふるさと農道緊急整備事業	平成18年11月13日

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条の 2 第 1 項の規定により、営業所の所在地を確知できない建設業者について、当該建設業者の許可番号、商号又は名称、代表者の氏名等を公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により当該建設業者の許可を取り消すことがある。

平成19年 1月 9日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可年月日
宮崎県知事許可 (般・特-14) 第492号	(有)岡添組	岡添 九州男	児湯郡新富町大字新田9783- 1	平成14年11月26日
宮崎県知事許可 (般-14) 第 11673号	(有)陶国産業	陶国 幸司	東諸県郡綾町大字南俣4353	平成14年 9月25日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成19年 1月 9日

宮崎県知事職務代理者
宮崎県副知事 坂 佳代子

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
日南市大字平野字河原2751番 1外 6筆	東京都千代田区二番町 8 番地 8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン

宮崎県副知事 坂 佳代子

- 契約に係る調達件名及び数量
LAN用クライアントパソコン賃貸借 一式 (560台)
- 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
- 落札者を決定した日
平成18年11月 7日
- 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 株式会社システム開発 宮崎市大橋 3 丁目 101番地 1
(2) NECリース株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号
- 契約に係る契約金額
181,440,000円
- 一般競争入札の公告を行った日
平成18年10月19日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成19年 1月 9日

宮崎県知事職務代理者

正 誤

平成18年12月21日付け県公報（第1839号）中

ページ	段	行	誤	正
3	左	27	都城市山之口支所	都城市山之口総合支所